

栃木県公立学校教員研修要綱の一部改正について

教育委員会事務局教育政策課

1 改正の趣旨

令和 6 (2024) 年度の基本研修の再編に伴い、基本研修の実施方法等について
所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 基本研修 4

県立の中学校、高等学校、特別支援学校の教員歴20年目に該当する教諭
等並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の教員歴20年目に該
当する教諭等に対して、栃木県教育委員会が行う研修の日数を「4日」か
ら「3日」に変更する。

(2) 基本研修 2

別表第 1 (第 4 条関係) の基本研修 2 に関する注釈を削除する。

3 施行期日

令和 6 (2024) 年 4 月 1 日

栃木県公立学校教員研修要綱の一部改正 新旧対象表

改正後				改正前			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
研修の区分	研修の対象者	研修日数・時数	研修の内容	研修の区分	研修の対象者	研修日数・時数	研修の内容
略				略			
基本研修2	略	<p>——</p> <p>教諭等（養護教諭及び幼稚園教諭等を除く。）</p> <p>2年目 3日</p> <p>3年目 2日</p> <p>5年目 4日</p> <p>養護教諭</p> <p>2年目 2日</p> <p>5年目 2日</p> <p>幼稚園教諭等</p> <p>3日</p>	略	基本研修2	略	<p>※2</p> <p>教諭等（養護教諭及び幼稚園教諭等を除く。）</p> <p>2年目 3日</p> <p>3年目 2日</p> <p>5年目 4日</p> <p>養護教諭</p> <p>2年目 2日</p> <p>5年目 2日</p> <p>幼稚園教諭等</p> <p>3日</p>	略
基本研修3	略	<p>※2（教）</p> <p>（校内）</p> <p>15日</p> <p>（校外）</p> <p>7日</p> <p>（養）</p> <p>（校内）</p> <p>5日</p> <p>（校外）</p> <p>6日</p> <p>（幼）</p> <p>（園内）</p> <p>10日</p>		基本研修3	略	<p>※3（教）</p> <p>（校内）</p> <p>15日</p> <p>（校外）</p> <p>7日</p> <p>（養）</p> <p>（校内）</p> <p>5日</p> <p>（校外）</p> <p>6日</p> <p>（幼）</p> <p>（園内）</p> <p>10日</p>	

		(園外) 6日
基本研修 4	略	※3 教諭等（養護教諭及び幼稚園教諭等を除く。） 3日 養護教諭 2日

※1 略
 ※2及び※3 略

		(園外) 6日
※4 基本研修 4	略	教諭等（養護教諭及び幼稚園教諭等を除く。） 4日 養護教諭 2日

※1 略
 ※2 平成29年度以前に採用した教諭等（幼稚園教諭等を除く。）が、教員歴2年目及び5年目に受講する研修の日数は、各々2日とする。
 ※3及び※4 略

栃木県公立学校教員研修要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第21条第2項、第23条、第24条及び第25条並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第39条第2項の規定に基づき、県立の中学校、高等学校、特別支援学校(以下「県立学校」という。)の教員並びに市町村立の幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)、小学校、中学校及び義務教育学校の教員に対して栃木県教育委員会が行う研修(海外派遣研修、内地留学研修等を除く。以下同じ。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「教員」とは、校長、園長、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。)、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(常時勤務の者に限る。)をいう。

(研修の種類)

第3条 研修の種類は、基本研修及び専門研修とする。

- 2 基本研修は、教員として職務遂行上欠くことのできない基本的な知識、技術及び態度を習得させるために実施する研修をいう。
- 3 専門研修は、教員として必要な専門的な知識、技術及び態度を習得させるために実施する研修をいう。

(基本研修の区分等)

第4条 基本研修の区分等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(基本研修の企画)

第5条 基本研修(基本研修1及び3を除く。)の研修課程及び実施計画は、栃木県総合教育センター所長(以下「センター所長」という。)が定める。

- 2 基本研修1に関する事項は、「初任者研修実施要項」、「新規採用養護教諭研修実施要項」及び「新規採用幼稚園教諭等研修実施要項」として教育長が定める。
- 3 基本研修3に関する事項は、「中堅教諭等資質向上研修実施要項」、「中堅養護教諭資質向上研修実施要項」及び「中堅幼稚園教諭等資質向上研修実施要項」として教育長が定める。

(基本研修の実施機関)

第6条 基本研修(基本研修1及び3を除く。)は、センター所長が担当実施する。

- 2 基本研修1は、「初任者研修実施要項」、「新規採用養護教諭研修実施要項」及び「新規採用幼稚園教諭等研修実施要項」が定める機関が担当実施する。

3 基本研修3は、「中堅教諭等資質向上研修実施要項」、「中堅養護教諭資質向上研修実施要項」及び「中堅幼稚園教諭等資質向上研修実施要項」が定める機関が担当実施する。

(専門研修の区分等)

第7条 専門研修の区分等は、別表第2に掲げるとおりとする。

(専門研修の企画)

第8条 専門研修の研修課程及び実施計画は、センター所長が定める。

(専門研修の実施機関)

第9条 専門研修は、センター所長が担当実施する。ただし、特に必要なものについては、栃木県教育委員会事務局の課長（以下「課長」という。）及び教育事務所長が担当実施することができる。

(受講者の決定)

第10条 基本研修の受講者は、センター所長が指定し、毎年度当初に、県立学校の長（以下「所属長」という。）又は市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）に通知するものとする。

2 専門研修1の受講者は、センター所長又は課長若しくは教育事務所長が指定し、毎年度当初に、所属長又は市町村教育長に通知するものとする。

3 専門研修2の受講者は、受講希望に基づき、所属長又は市町村教育長の推薦により、センター所長が指定し、所属長又は市町村教育長に通知するものとする。

4 専門研修3の受講者は、受講希望に基づき、センター所長が受講を認めるものとする。

5 所属長又は市町村教育長は、前3項の指定があった場合において、特別の理由により、当該教員を研修に参加させることが困難であると認めるときは、速やかにセンター所長又は課長若しくは教育事務所長に指定の変更を求めなければならない。

6 センター所長又は課長若しくは教育事務所長は、前項の規定により、指定の変更を求められた場合において、その理由が特にやむを得ないと認めるときは指定の変更をすることができる。

(研修歴の整理、保管)

第11条 センター所長は、教員の研修歴を整理し、保管するものとする。

2 課長又は教育事務所長が専門研修を実施したときは、速やかに研修の結果をセンター所長に報告するものとする。

(研修企画調整会議)

第12条 公立学校教員研修の体系化・効率化を推進するとともに、研修等の精選に資するため、研修企画調整会議を設置する。

2 研修企画調整会議の組織及び運営に関する事項は、教育長が別に定める。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則（令和3（2021）年10月29日付け総第663号総務課長通知）

- 1 この要綱は、令和3（2021）年11月1日から施行する。
- 2 栃木県公立学校教員研修要綱（平成4年3月2日制定）は、令和3（2021）年10月31日限り廃止する。

附 則（令和6（2024）年1月22日付け教政第718号教育長通知）

改正後の要綱は、令和6（2024）年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

研修の区分	研修の対象者	研修日数・時数	研修の内容
基本研修 1	新任の教諭等	※ 1 (初) (校内) 300 時間以上 (校外) 15 日以上 (養) (校内) 15 日 (校外) 14 日 (幼) (園内) 10 日程度 (園外) 10 日程度	新規採用の年から、当該年数段階に即応して、教員として必要な基本的な知識、技術及び態度を習得させる。
基本研修 2	教員歴 2 年目、3 年目及び 5 年目に該当する教諭等 ただし、養護教諭にあつては、教諭歴 2 年目及び 5 年目に該当する者、幼稚園教諭及び幼保連携型認定こども園保育教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）にあつては、教員歴 5 年目に該当する者	教諭等（養護教諭及び幼稚園教諭等を除く。） 2 年目 3 日 3 年目 2 日 5 年目 4 日 養護教諭 2 年目 2 日 5 年目 2 日 幼稚園教諭等 3 日	
基本研修 3	教員歴 10 年目に該当する教諭等 ただし、幼稚園教諭等は、教員歴 10 年を経過した者	※ 2 (教) (校内) 15 日 (校外) 7 日 (養)	

		(校内) 5日 (校外) 6日 (幼) (園内) 10日 (園外) 6日
基本研修 4	教員歴 20 年目に該当する教諭等	※ 3 教諭等（養護教諭及び幼稚園教諭等を除く。） 3日 養護教諭 2日

※ 1 (初) は「初任者研修実施要項」、(養) は「新規採用養護教諭研修実施要項」、(幼) は「新規採用幼稚園教諭等研修実施要項」が定める日数とする。

※ 2 (教) は「中堅教諭等資質向上研修実施要項」、(養) は「中堅養護教諭資質向上研修実施要項」、(幼) は「中堅幼稚園教諭等資質向上研修実施要項」が定める日数とする。

※ 3 基本研修 4 は、幼稚園教諭等を除く。

別表第2（第7条関係）

研修の区分		研修の対象者	研修の内容
専門研修1	ア	教諭等のうちから、センター所長又は課長若しくは教育事務所長が指定する者	教育課程の領域及び教育の諸分野についての専門的な知識、技術及び態度を習得させる。
	イ	校長、園長、教頭等のうちからセンター所長又は課長若しくは教育事務所長が指定する者	法律等によって定められている職位にある者を対象に、その職責遂行のために必要な専門的な知識、技術及び態度を習得させる。
専門研修2		受講を希望し、所属長又は市町村教育長の推薦する教諭等のうちから、センター所長が指定する者	自主的に自己啓発を願う教員の研修意欲を充実させ、専門職としての識見と能力を伸長させる。
専門研修3		受講は任意とし、受講を希望する教諭等のうちから、センター所長が認める者	教員としての識見や能力の一層の向上を図るため、自主的な研修の機会を提供する。